

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

一

○知事指定薬物の指定の失効

(薬務課)

一

○飼料の試験結果の公表

(畜産課)

二

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

三

○保安林の指定施業要件の変更

(同)

三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(道路課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁文化財課)

四

### 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

六

### 雑 報

○環境影響評価書の公告及び縦覧

六

## 告 示

○宮城県告示第七百二十七号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和六年十一月十五日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑 誌	恋愛宣言PINKY 12月号 08877-112	株式会社秋水社
二	雑 誌	実録JOKER 11月号 08019-111	株式会社ダイアプレス
三	雑 誌	コミック艶 vol. 35 67603-61	株式会社リイド社
四	雑 誌	COMICお杏 Vol. 14 69492-64	株式会社ぶんか社
五	雑 誌	ナックルズ極ベスト vol. 38 68550-98	株式会社大洋図書
六	雑 誌	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊12月7日号 20327-12/7	株式会社日本ジャーナル出版

### 二 指定理由

図書類の内容が、一、二の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、三から六の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

### ○宮城県告示第七百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
佐藤 寧音	レイス治療院	仙台市泉区南光台四丁目四-十八	令和六年十月一日

### ○宮城県告示第七百二十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定

により告示する。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 ー(ベンゾ「d」[1、3]ジオキソールー五ーイル)ー四ーメチルー二ー(ピロリジノールーイル)ペンタノールーオン及びその塩類(通称名:M D - P i H P、M D - P H i P)

二 失効の理由

一 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和六年十一月十六日

○宮城県告示第七百三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、令和六年八月から九月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栄養成分に関する検査

令和6年8月~9月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
キリンビール株式会社 仙台工場 仙台市	同左	モルトレージ	R6.8	動物性飼料ー肉骨粉等	無
ナーリン株式会社 大郷町	同左	ネオ・ナーリンソッド	R6.8	動物性飼料ー肉骨粉等	無
株式会社富士飼料 白石蔵王TMRセンター 白石市	同左	富士TMR	R6.9	動物性飼料ー肉骨粉等	無
株式会社富沢商店 TMRセンター 村田町	同左	TMR元気な子牛	R6.9	動物性飼料ー肉骨粉等	無

明治製糖株式会社 兼藤TMRセンター 栗原市	同左	T M ミ ッ ク ス 2	R 6 . 9	動物性飼料・肉骨粉等	備
------------------------------	----	---------------	---------	------------	---

○宮城県告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十一月十五日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市津山町柳津字大土七の八、七の九八、二九の一、二九の二、三二の一（次の図に示す部分に限る。）、三二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字大土七の八（次の図に示す部分に限る。）、七の九八、二九の一・二九の二・三二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千三百八十二トン

2 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 二十四キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県大河原土木事務所 宮城県柴田郡

大河原町字南一二九番地一号

三 落札者を決定した日 令和六年十月二十五日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイエイトはく 仙台市泉区永和台三十五番一号

五 落札金額

1 一の1の購入物品 三十七円三十銭（一キログラム当たり）

2 一の2の購入物品 六十二円（一リットル当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年九月三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 東北歴史博物館情報システム用端末賃貸借、導入設定業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 令和七年三月一日から令和十一年十二月三十一日まで

4 設置場所 宮城県多賀城市高崎一丁目二十二番一号 東北歴史博物館及び多賀城跡調査研究所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和六年十一月二十八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階  
宮城県教育庁文化財課管理調整班（担当 菅野 電話〇二二―二二―一三六八二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限  
令和六年十一月二十七日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年十一月二十二日（金）午後五時までに2あて申し出ること。

なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十二月十日（火）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
令和六年十二月十六日（月）午前九時から令和六年十二月二十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
令和六年十二月十六日（月）午前九時から令和六年十二月二十四日（火）午後五時まで（郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するよう提出すること）

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所  
令和六年十二月二十五日（水）午前十時 宮城県行政庁舎二階 講堂控室  
入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

5 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要  
Summary  
1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Leasing of terminals and installation work for

Tohoku History Museum's information system (1 set)  
 2 Period of Lease : March 1, 2025 to December 31, 2029  
 3 Place of Implementation : Tohoku History Museum and Miyagi Prefectural Research Institute of the Tagajo Site  
 4 Location and Deadline for Bid Submissions : Management Section, Cultural Properties Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture December 24, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m.  
 5 Time and Location for Bid Selection : December 25, 2024 (Wed), 10 : 00 a.m. Lecture Hall Waiting Room, 2nd floor, Miyagi Prefectural Government Building  
 6 Contact Information : Management Section, Cultural Properties Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3682  
 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年十一月十五日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一 日時 令和六年十一月二十日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一）

### 雑報

○公益財団法人宮城県環境事業公社 理事長 後藤 康宏 から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和六年十一月十五日

宮城県知事 村井 嘉浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により、新産業廃棄物最終処分場整備事業について環境影響評価書を作成しましたので、条例第三十五条の規定により、次のとおり公告し、本環境影響評価書を縦覧に供します。

令和六年十一月十五日

公益財団法人宮城県環境事業公社

理事長 後藤 康宏

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 公益財団法人宮城県環境事業公社

2 代表者 理事長 後藤 康宏

3 所在地 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地

二 第二種事業の名称、種類及び規模

1 名称 新産業廃棄物最終処分場整備事業

2 種類 条例第二条第三項に規定する第二種事業（産業廃棄物の最終処分場の設置）

3 規模 埋立面積 約一三・二八 ha

三 第二種事業実施区域

黒川郡大和町鶴巣大平・幕柳 地内

四 第二種事業関係地域の範囲

黒川郡大和町、黒川郡大郷町

五 第二種事業評価書及び第二種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

公益財団法人宮城県環境事業公社（黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地）

宮城県庁環境生活部環境対策課（十三階南側）

大和町役場町民生活課

大郷町役場町民課

公益財団法人宮城県環境事業公社 ホームページ (<http://www.miyakan.or.jp/>)

2 縦覧期間

令和六年十一月十五日(金) から令和六年十二月十六日(月) (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

【本件に関するお問い合わせ窓口】

事業者名 公益財団法人宮城県環境事業公社

住所 〒九八一―三四一五 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地

電話番号 〇二二―三四三―二八七七

時間 午前九時から午後五時まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)